

## 2-1 自然環境

### (1) 現状と課題

本市は、総面積のうち森林面積が約56%を占め、また、約45%が富士箱根伊豆国立公園区域に指定される、緑豊かで良好な自然環境に恵まれています。

特別地域内においては、許可申請を行ったうえで工作物を建設する必要があり、市民・事業者への自然公園法の主旨の理解や啓発が必要となっています。

用途地域の指定がされていない地域などでは、小規模な開発が乱立している地区も見られるため、景観や環境に配慮した土地利用を推進していく必要があります。

本計画策定に当たって平成24年に実施した環境意識調査の結果によると、観光客回答者は、「自然観光資源の豊かさ」など12の環境項目中、11項目において、伊東市の方が、観光客自身が居住している地域と比べて、良好との回答がされ、本市の自然環境が観光地として非常に魅力的であるということが考えられます。

これらの良好な自然環境は、次の世代に引き継ぐべき市民共有の財産です。自然環境の実態を把握し市域の自然との共生と保全を目指していく必要があります。

本市は美しい自然景観、自然環境資源に恵まれています。特に、大室山、小室山、城ヶ崎海岸、松川、汐吹海岸、一碧湖、オレンジビーチ、巢雲山を本市を代表する観光名所として伊東八景と呼んでいます。

平成23年3月、伊豆地域の13市町と県、観光協会等の各種団体・企業、地元大学などにより、豊かな自然の活用と地域振興、保全のため、伊豆半島ジオパーク推進協議会を設立し、伊豆半島ジオパークの世界認定に向けた取組を推進し、自然の恵みを活用していくことが求められています。

また伊東温泉は、日本有数の温泉場の1つに数えられ、全国第4位の温泉総湧出量を誇っており、年間600万人以上もの観光客が来遊しています。

規制のない小規模開発等や屋外広告物などにより、この美しい自然景観が損なわれないように、条例等法的規制により積極的に保全していく必要があります。

### (2) 環境目標

豊かな自然を守り、将来の世代に引き継ぐ

### (3) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 良好な自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園内の自然の保護を目的としたジオパーク構想及び1種特別地域の国有化やナショナルトラスト運動を支援します。</li> <li>・国立公園特別地域内の許可申請にて建築物、工作物、土地の形状変更、屋外広告物等を規制した自然公園法の遵守を促します。また、自然公園法の趣旨に基づき、自然環境保全意識の普及啓発に努めます。</li> <li>・市域の自然環境の実態の把握を目的とした、自然環境調査の実施を検討します。</li> <li>・市の巨木や名木の保護に努めます。</li> <li>・親しみやすい自然環境が残されている海浜、小川などの保全を図ります。</li> <li>・松くい虫による被害や枯れ木現象の実態調査を通し、被害の防除に努めます。</li> <li>・森林ボランティアとの協働により森づくりを推進します。</li> </ul>
2 自然の恵みの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆半島ジオパークの理念に基づき、大地が育んだ貴重な資産を保全しつつ、持続可能な形で豊かな自然を生かした地域振興を推進します。</li> <li>・城ヶ崎海岸、さくらの里、一碧湖、松川湖などの自然や花木を生かした観光スポットや、自然や歴史を生かしたウォーキングコースの整備を推進し、自然環境の保全と活用を図ります。</li> <li>・伊東市観光基本計画に基づき、海、山、温泉をはじめとする本市の自然環境を活かした*エコツーリズム等を展開し「健康保養都市」として個性ある観光地づくりを推進します。</li> </ul>
3 秩序ある土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園特別地域の開発については、伊東市土地利用指導要綱や伊東市景観条例を適切に運用することにより、自然環境と調和した開発を誘導します。</li> <li>・現行用途地域や農業振興地域の見直し等を検討するとともに、緑地の保全と緑化を推進します。</li> <li>・農地の耕作放棄地の実態調査を行い、適正利用を推進します。</li> </ul>

### (4) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	ごみの持ち帰りの徹底 自然や野生生物を傷つけないこと
事業者	自然景観との調和に努めること 自然環境を活かした土地利用
滞在者	ごみの持ち帰りの徹底 自然や野生生物を傷つけないこと

## 2-2 身近な自然

### (1) 現状と課題

本市の\*都市計画公園は、一人当たりの面積が7.25m<sup>2</sup>（平成23年度末）と国の標準（一人当たり10m<sup>2</sup>以上）を下回っていることから、市街地では、憩いの場として、また遊びの場として未利用空地等をできる限り活用し、公園・広場や緑地を整備する必要があります。

平成23年、伊東市景観条例を制定し、自然豊かな景観資源を生かした自然と調和したまちづくりを目指しています。これには、市民・事業者の積極的な取組に負うところが大きく、行政との協働による推進が必要です。

現在、市民ボランティアの参加による花咲く伊東整備事業などを行っています。自然と調和した都市や個性ある観光地づくりのため、今後も市民協働による緑化を継続する必要があります。

また近年、自然への回帰と水とのふれあいの場として河川が見直され、海岸は、観光資源だけではなく、市民の憩いの場となっており、河川・海岸の積極的な保全・整備をしていく必要があります。

### (2) 環境目標

## 身近な自然を創出し、うるおいのある市街地を形成する

### (3) 環境目標に対する指標

指標	現状（H23）	目標値（H29）	目標値（H34）
都市計画公園一人当たりの面積	7.25m <sup>2</sup>	7.5m <sup>2</sup>	7.5m <sup>2</sup>

#### (4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 街中の緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者が利用しやすい都市公園となるよう公園の再整備を推進します。</li> <li>・活用できる空き地等を利用し、緑化を推進します。</li> <li>・緑化のための市民運動等を支援し、うるおいあるまちづくりを推進します。</li> </ul>
2 都市の緑地景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊東市景観条例に基づく制度を活用して、地域の個性豊かな景観を守り育てます。</li> <li>・市民の自主的なまちづくりや、個性を生かした景観形成を推進します。</li> </ul>
3 親しみやすい水辺の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工河床を自然河床とし、親水護岸・親水公園の整備を推進します。</li> <li>・憩いの場として、海辺に親しめるよう海岸環境の保全に努めます。</li> <li>・「川のある湯のまち」の演出とともに、中心市街地を流れる伊東大川における水辺の創出を図ります。</li> </ul>

#### (5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	生活に植樹など緑を取り入れること 地域の緑化活動などへの参加
事業者	未利用地等の適正管理 自然景観との調和に努めること 地域の緑化活動などへの参加
滞在者	別荘在住者による生活に植樹など緑を取り入れること

## 2-3 歴史的・文化的環境

### (1) 現状と課題

本市の先人たちは、恵まれた自然環境を活用して、産業を興してまちを発展させ、郷土の文化を育んできました。現在では先人たちが築いた郷土文化は、有形・無形の文化財として継承されており、これら遺産を大切に保存していくことが必要です。

現在、指定文化財は、市指定27（平成23年、史跡の江戸城に係る石丁場遺跡など）、県指定8（平成21年、彫刻の木造宝冠阿弥陀如来坐像など）、国指定4（平成22年、天然記念物の大室山など）、及び国の登録有形文化財2（平成21年、建造物の旧伊東警察署松原交番など）の計41件あります。また多数の埋蔵文化財包蔵地が分布しているため、調査、保存等の対応が必要です。

これらの歴史的・文化的資源は、自然と共生する地域社会の実現や観光資源として、また伊東らしい景観形成などに活用しながら、次の世代に適切に継承していくことが望まれます。

### (2) 環境目標

## 郷土文化を継承し、伊東らしさを育む

### (3) 環境目標に対する指標

指標	現状（H23）	目標値（H29）	目標値（H34）
歴史文化に触れた人数	12,611人	19,179人	25,567人

#### (4) 環境目標を達成するための施策・方針

施策	方針
1 文化財の 保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財愛護の精神と郷土を愛する心を育みます。</li> <li>・市民の協力や関係機関との連携により、文化財の保護・保存を推進するとともに、調査結果の公開に努めます。</li> <li>・伊東市史の刊行や市史講演会及び市史講座の開催などを行い、市民の郷土に対する理解を深め、次の世代へ歴史・文化を継承します。</li> <li>・埋蔵文化財の包蔵地の周知に努める一方、広報誌等の活用によって、文化財の意義を知らせ、文化財の保護に努めます。</li> <li>・各地に点在する郷土資料や天然記念物を保護、保全するとともに、説明看板の設置などによる広報に努めます。</li> </ul>
2 歴史的・ 文化的資源 の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊東らしい観光地づくりに、地域の歴史・郷土芸能や郷土にゆかりのある文学作品、東海館や木下杢太郎記念館などの文化財を活用していきます。</li> <li>・伊東市景観条例に基づく制度を活用して、景観形成の上で重要となる施設等や地区を指定し、個性的で魅力あふれる景観を守り、育て、つくります。</li> </ul>

#### (5) 皆様に取り組んでいただきたいこと

市民	文化財を理解し、保護に努めること 郷土の歴史への理解・地域の習慣、文化の継承
事業者	文化財を理解し、保護に努めること 歴史、文化の情報発信
滞在者	文化財を理解し、保護に努めること